

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年7月25日

【ファンド名】 マンIP 220インターナショナル償還時元本確保型ファンド3
(Man IP 220 International Principal Protected Fund 3)

【発行者名】 ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ
(Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター 磯 村 尚 賢

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1150、アーロン通り
287-289番
(287-289, route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中 野 春 芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中 野 春 芽

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1. 【提 出 理 由】

マンIP 220インターナショナル償還時元本確保型ファンド3（Man IP 220 International Principal Protected Fund 3）（以下「ファンド」といいます。）に関して、以下のとおり主要な関係法人の異動ならびに投資方針および運用体制の変更がありましたので、ファンドの管理会社であるミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ（Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.）（以下「管理会社」といいます。）は、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第2号および同項第3号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

2. 【報 告 内 容】

I 主要な関係法人の異動

ファンドの主要な関係法人に以下のとおり副管理会社が追加されました。

イ 主要な関係法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要

（1）名称

エムユージーシー・ルクス・マネジメント・エス・エイ（MUGC Lux Management S.A.）

（2）資本金の額

平成26年7月2日現在、7,375,000ユーロ（約10億2,018万円）

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、平成26年5月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝138.33円）による。

（3）関係業務の概要

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約に基づき、ファンドのAIFM（オルタナティブ投資ファンド運用者）として行為し、ファンドのポートフォリオ運用業務およびリスク・マネジメント業務を行う。

ロ 当該異動の理由及びその年月日

（1）異動の理由

ルクセンブルグの法令改正に対応するため。

（2）異動の年月日

平成26年7月22日

II 投資方針および運用体制の変更

イ 変更の内容についての概要

トレーディング・カンパニーの投資運用会社が、マン・インベストメンツ・リミテッドからFRMインベストメント・マネジメント・リミテッドに変更されました。

（注）変更箇所には下線または傍線を付します。

（1）投資方針

投資方針は、以下のとおり変更されました。

＜ 前 略 ＞

投資手法

ファンドは、トレーディング・カンパニーを通してAHLダイバーシファイド・プログラム（AHL Diversified Programme）およびFRMポートフォリオ（FRM Portfolio）に投資することにより投資目的

の達成を追求する。相互補完的な投資手法と各運用会社へのダイナミックな資産配分は、FRMインベストメント・マネジメント・リミテッド（FRM Investment Management Limited）が担当する。

上記の投資手法はそのすべてを網羅するものではなく、ファンドの投資目的を達成するため、投資運用会社は、上記の投資手法以外の投資手法にトレーディング・カンパニーの資産を配分することができる。

< 中 略 >

管理事務、委託売買および助言業務

< 中 略 >

マン・グループの一員であるマン・バリュエーション・サービスズ・リミテッド（Man Valuation Services Limited）は、データ・コンパイレーション事務代行契約に従い、管理会社、ファンド、ゼロ・クーポン債発行会社およびトレーディング・カンパニーに対してデータ・コンパイレーション事務代行業務および会計業務を提供する任務に任命されている。

< 後 略 >

（２）運用体制

運用体制は、以下のとおり変更されました。

管理会社は、副管理会社との間で投資運用およびリスク・マネジメント委託契約を締結し、同契約に基づき、副管理会社はファンドのAIFM（オルタナティブ投資ファンド運用者）として行為し、ファンドのポートフォリオ運用業務およびリスク・マネジメント業務を行う。

Ⅰ．投資運用担当会社

投資運用会社

マン・インベストメンツ・リミテッドにより従前遂行されていた投資運用業務および取引顧問業務は、平成26年7月22日を効力発生日として、トレーディング・カンパニーの投資運用会社およびトレーディング・アドバイザーとなったFRMインベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「FRMIM」という。）に事業譲渡された。

FRMIMは、ガーンジーの法律に基づき設立されおよび存続し、ガーンジーGY1 4HG、セント・ピーターポート、セント・ジュリアンズ通り、ロイヤル・チェンバース、私書箱173にその登記上の事務所を有する有限責任会社である。FRMIMは、ガーンジー金融庁（Guernsey Financial Services Commission）によりガーンジーにおける認可および規制を受けており、かつ、金融リスク管理グループ（以下「FRM」という。）に属している。

FRMは、平成3年に設立され、それ以降、投資に精通した投資家の投資ニーズに応じるため、数々の大陸にまたがる豊富な投資リソースを蓄積している。平成24年7月17日、FRMは、（マン・インベストメンツ・リミテッドの親会社でもある）マン・グループ・ピーエルシーにより買収され、欧州を拠点とする独立系では最大のファンド・オブ・ヘッジファンズのグループを創設するため、マンのマルチ・マネジャー・ビジネスに統合された。現在、FRMは、多岐にわたる業務（マネジャーによるデュー・ディリジェンス、事業リスクの分析、ポートフォリオ運用、リスク管理、顧客サービス、マーケティング、法務、運営、データ管理および情報技術に係るものを含む。）において専門家を雇用している。

現時点において、ジョン・レヌーフ（John Renouf）氏、ルーク・アレン（Luke Allen）氏、ピーター・カスパリス（Peter Kasparis）氏およびハンス・フーシュラー（Hans Hurschler）氏が、FRMIMの取締役である。レヌーフ氏、アレン氏およびカスパリス氏はまた、FRMIMの従業員でもある。フーシュラー氏は、マン・グループ内のある事業体の従業員である。投資運用会社の取締役は、FRMおよびマン・グループに関連する多数の会社の取締役でもある。

< 中 略 >

マン・グループ・ピーエルシー

マンは、世界有数のオルタナティブ投資運用業者である。強力な商品構成、分配および顧客サービスの能力と合わせて、マネージド・フューチャー、株式、クレジット、コンバーティブルズ、新興市場、グローバル・マクロおよびマルチ・マネジャー等の広範な流動性ある投資スタイルに専門性を有する。

マンの創業は1783年である。現在は、ロンドン証券取引所に上場されており、FTSE250指数の構成企業で、時価総額は約20億英ポンドである。平成26年3月31日現在、マンは約550億米ドルを運用している。

AHL

マンの一部門であるAHLは、業界の主要定量的マネージド・フューチャーズのマネジャーであり、20年を超える運用歴を有する。AHLは、AHLダイバーシファイド・プログラムの投資運用者であり、マンの中核的な投資運用者である。その資産は、定量的であり、主にトレンド指向的な性質を持つ独自の取引プログラムに投資される。平成25年2月、AHLおよびマン・システマティック・ストラテジー（Man Systematic Strategy）（以下「MSS」という。）は、単一の事業ユニットに統合されている。平成26年3月31日現在、AHL/MSSは、113億米ドルの運用資産を有している。

FRM

FRMは、110億米ドル^{（注1）}の運用資産を有し、主として機関投資家を顧客基盤とする、欧州を拠点とする独立系の5大オルタナティブ投資専門家^{（注2）}のうちの1つである。ロンドン、ニューヨーク、東京、ガーンジーおよびプフェフィコン（スイス）に拠点を有する、業界でも最大級のリサーチ・チームと運用チームを擁しており、組織的な品質管理システムにより支えられている。顧客に対し、流動性スペクトルを超え、マネージド・アカウント（MACs）を通じて様々なFoHFからリスク管理まで、幅広いマルチ・マネジャー投資業務を提供する。

（注1）インベストヘッジ・ビリオン・クラブ・サーベイ平成26年3月、平成25年の運用資産に基づく。

（注2）平成26年3月31日現在

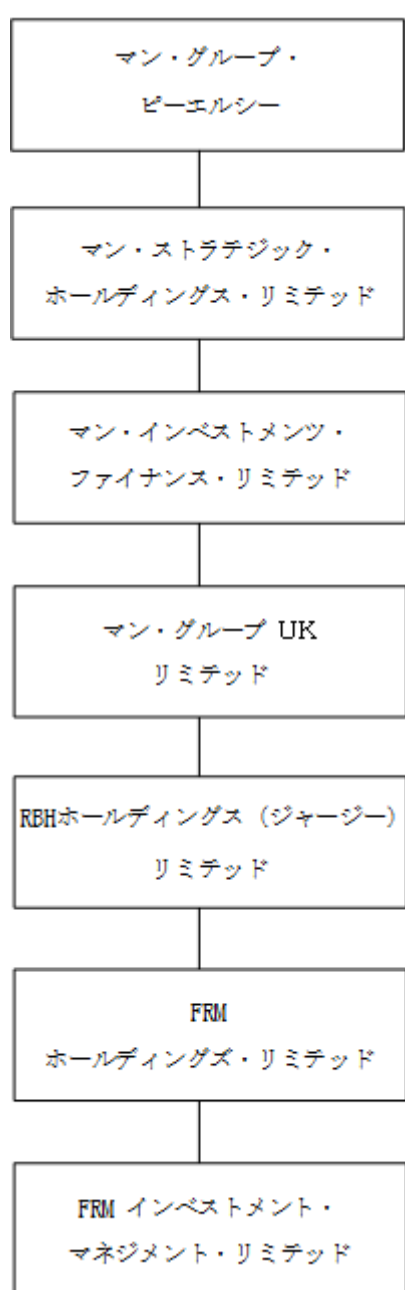
< 中 略 >

II. 運用体制

（i）運用体制

ファンドの運用体制は、以下の記載の通りである。

＜FRMインベストメント・マネジメント・リミテッドの法律上の位置付け＞



（注1）別途記載されない限り、すべての保有持分の割合は100%である。

（注2）議決権付持分のみを記載している。

（注3）マン・グループ・ジャパン・リミテッドは、FRMインベストメント・マネジメント・リミテッドの普通株式1株を保有しており、これは株式資本および議決権の0.01%に相当する。

＜ 後 略 ＞

ロ 当該変更の年月日

平成26年7月22日